

2020年5月14日

八王子市教育委員会様

都教組八王子支部

執行委員長 佐々木清明

「当面の教育活動について」にかかわる要望書

1. 「学校で感染しない、させない」ため、また、「感染の疑いがある子どもや教職員が出た時の対処（学級閉鎖や休校、職員の病気欠勤を含めた緊急対応、学校や子どもへの誹謗中傷を防ぐための手立てを含む）」についての教員への具体的なガイドラインを出してください。その内容を、保護者・児童生徒の安心、あるいは判断材料のため、分かりやすい資料にして出してください。
2. 学校で使用するマスクや消毒剤、体温計などの物品を市で提供し、体調が悪くなった子どもの対応や、心のケアに必要な人員を増やしてください。
3. 発熱など具合の悪い子どもや教職員がいた場合に、保健室とは別に待機させる部屋を確保するとともに、部屋が確保できない場合には、校庭に医療用テントを用意するなど、隔離が確実にできるようにしてください。
4. 感染が疑われる子どもに対して迅速な対応ができるよう、また実情に応じて指導時間の変更など臨機応変に対応できるように、個々の学校に、地域の医療状況、利用可能な地域の医療機関の最新情報の提供を行ってください。
5. 長期にわたる休校期間後であり、家庭環境や経済状況が激変している可能性も踏まえ、児童生徒の心のケアへの格段の配慮、長時間の無理な指導を避けることなどに注意喚起をお願いします。
6. 4月17日付「オンライン学習を前提としたご家庭の通信環境の調査」で、「東京都では、新型コロナウイルスの休業期間中にオンライン学習を行うことができない家庭にモバイルルーターを貸与」とあり、「モバイルルーターの通信費の支援、モバイルルーター本体経費等の支援」にも言及しています。この件を含め、オンライン授業の見通しを保護者に示してください。最低限、学校ホームページで配信している授業動画を全家庭で視聴できるよう支援してください。
7. 学校から配られる学習課題が、子どもだけでは取り組むことが難しく、共働きやひとり親の保護者には大きな負担になっているケースがあります。学童クラブでも、課題に取り組ませているが、難しく大変だ、という声もあります。各学校ではすでに様々な工夫をして学習課題の作成に取り組んでいるところですが、子どもが自分の力だけでも学習できるよう、スモールステップ、ていねいな指示など、さらなる配慮を促してください。

8. 給食費は4・5月分を徴収し、年度末で清算するとなっています。手元の現金にも困っている家庭に考慮し、すでに徴収した分は6月7月に充て、2回目の徴収をしないで保護者負担を軽減するなど、柔軟な対応をお願いします。私費教材費などについても同様の配慮を行うよう学校に促してください。

9. 教職員の勤務について、感染拡大防止のために、時差勤務や自宅勤務、事故欠勤の取扱いについては、引き続き適用してください。

都立学校は「学校への出勤は2割程度を目安」としていますが、少人数指導の開始以降は、ほぼ全職員が職場勤務になると予想されます。教職員の感染防止、社会全体の接触縮小への協力にも配慮するよう管理職に周知し、自動車通勤の許可、交代での自宅勤務、指導終了後の退勤の扱いなど柔軟な運用をご指導ください。

10. 妊娠中やリスクの高い持病のある養護教諭については特段の配慮を行ってください。

11. 3月・4月の休校中に自宅勤務や時差勤務を大幅に制限し、事実上年休で対応することを強制するなど、不適切な運用がなかったか、管理職に確認し必要な指導を行ってください。

12. 様々な非常勤職員の任用と給与を引き続き保障してください。また、前回の休校時には学校によって対応が分かれた学校サポーターの報酬を保障してください。学校サポーターの方の多くは、ふだん子どもに直接接する経験を重ね、信頼できる方が多くいらっしゃいます。しかし、学校の全面再開まで報酬がなければ、無収入のまま待っていただけるとは限りません。安心して継続していただくためにも、報酬を保障するようお願いします。